令和８年 11 月 24 日

いじめの重大事態調査における調査報告書（抜粋）

● 重大事態調査の位置付け

〇いじめの事案（１号事案かつ２号事案）

〇重大事態の認定日　令和５年 11 月１日（水）

〇広島県学事課への報告日　令和５年 11 月 15 日（水）

● 調査の目的、実施状況、調査組織の構成

(1) 調査の目的

本事案について対象生徒からの訴えを受け、事案の詳細を把握するために調査を行う。

(2) 調査実施状況

〇調査は被害生徒が所属する学年教員で実施

〇調査の実施日

①令和５年 10 月 31 日（火）対象生徒からの聴き取り、対象生徒の友人２名からの聴き取り

②令和５年 11 月１日（水）いじめたとされる生徒（以下「関係生徒」という。）からの聴き取り

③令和５年 11 月 16 日（木）学年生徒への記名式アンケート

(3) 調査組織の構成

〇調査組織：高１学年教職員（13 名）、生徒指導部長、副校長　合計 15 名

● 当該事案における課題と今後の改善点

本事案では、対象生徒が複数の生徒からの言動により精神的な苦痛を感じていた一方で、関係生徒の多くは特定の意図はなかったと述べており、受け止め方に大きな差が見られた。

また、明確なトラブルが表面化しないまま、孤立を感じる状況が生じていた点は、周囲や教職員が把握しづらく、対応が遅れる要因となった。さらに、継続的な聴き取りや支援が十分に行えなかったことも含め、学校として早期発見と継続的な支援体制の強化が必要であると判断した。

こうした課題を踏まえ、今後は以下の点を改善していく。

(1) 日常的に教職員が生徒の様子に細やかに注意を払い、些細な変化も学年・分掌内で迅速に共有する体制を強化する。

(2) いじめの疑いがある場合には、関係生徒への聴き取りを行い、「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行うとともに、関係生徒への指導や保護者連絡を速やかに行い、対応の公平・公正・透明性を確保する。

(3) 対象生徒やその保護者への支援を継続的に実施し、信頼関係を構築することで、対象生徒の安心と安全を守る。

(4) 重大事態が疑われる場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催するとともに、法人事務局及び県学事課への報告を行い、その指導・助言に基づいて、適切な判断と対処を行う体制とする。

(5) 「いじめ防止対策推進法（平成 25 年)」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年)」、「広島県いじめ防止基本方針（令和８年３月改訂)」等を踏まえ、「比治山学園中学・高等学校いじめ防止基本方針」を令和８年度内に作成するとともに、各年度当初に研修を実施し、教職員の意識統一を図る。また、「いじめ防止対策委員会」において検証し、随時見直しを図る。